

みんなで支えあう

介護保険

第8期（令和3年度～令和5年度）



健やかで心かよう健康福祉づくり



おいでよ。
森林と人が輝く
しもかわ



1	介護保険制度のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	介護保険料・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	●保険料の納め方・・・3	
	・第1号被保険者（65歳以上）・・・3	
	・第2号被保険者（40歳以上65歳未満）・・・4	
3	要介護認定＜申請から認定まで＞・・・・・・・・	5
	・要介護認定の手順・・・5	
	・利用の流れ・・・6	
	・自己負担割合と負担の軽減・・・7	
	・サービス利用の手順・・・11	
4	介護サービスの種類と費用・・・・・・・・	12
	介護サービスの種類・・・12	
	●居宅（在宅）サービス・・・13	
	・在宅で受けられるサービス・・・13～14	
	・施設に通って利用するサービス・・・14～15	
	・その他のサービス・・・15～16	
	●施設サービス・・・17	
	・介護保険施設で受けられるサービス・・・17	
5	介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・	18
	●介護予防・生活支援サービス事業・・・19	
	・訪問型サービス・・・20	
	・通所型サービス・・・20～21	
	・その他の生活支援サービス・・・21～22	
	●一般介護予防事業・・・22	
	・地域介護予防活動支援事業・・・23～24	
	・地域リハビリテーション活動支援事業・・・25	
6	その他のサービス・・・・・・・・	25

1 介護保険制度のしくみ

高齢で心身が不自由になっても、できるだけ住み慣れた家や地域で自立して暮らせるよう、社会全体で支え合うのが介護保険制度です。

40歳以上のおなさんが被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。

65歳以上

(第1号被保険者)の方は

介護や支援が必要である「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

(要介護認定→5ページ)

介護が必要となった原因は問われません。

40～64歳

(第2号被保険者)の方は

介護保険で対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

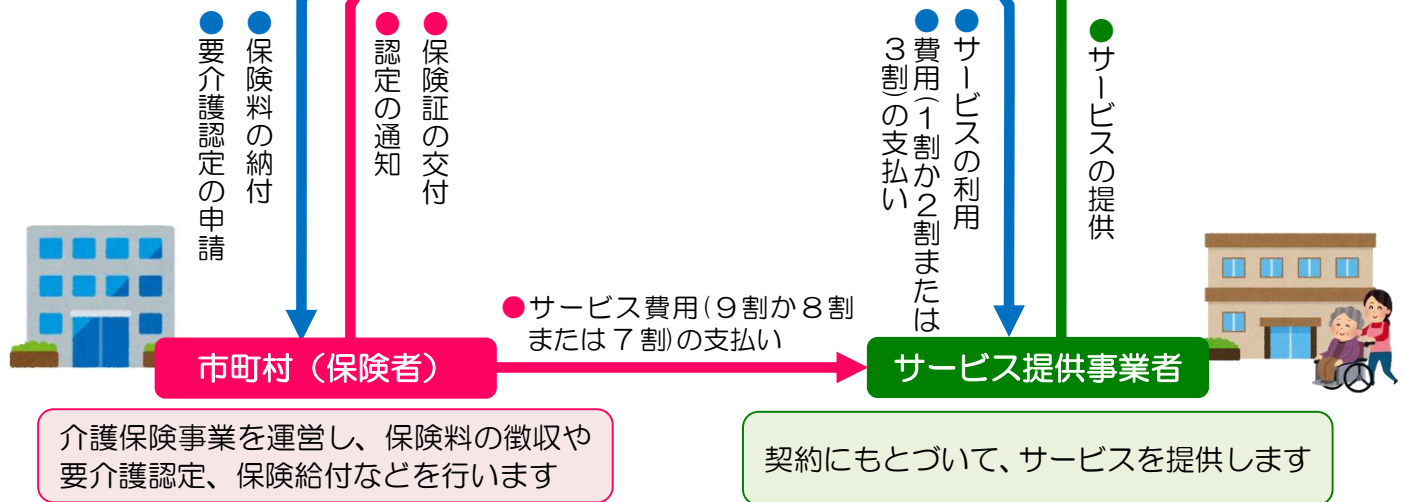
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)は16種類指定されています。(5ページ)

被保険者

年齢で2つの被保険者に分れます。

保険料を納め、介護が必要になったら申請してサービスを利用します



サービスを利用すると費用がかかりますが、原則として費用の9割か8割または7割は保険者から給付されます。

要支援・要介護の区分ごとに、1か月に給付される上限額が決まっています。

この範囲内でサービスを利用すれば、利用者負担は1割か2割または3割で済みます。

被保険者には町から保険証が交付されます。

65歳以上の人

第1号被保険者

保険証は65歳になった月(1日生の人は前月)に交付されます。

40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

保険証は、要支援・要介護の認定を受けた人と希望して申請した人に交付されます。

2 介護保険料

40歳以上のすべての人が保険料を納めます。

第1号被保険者（65歳以上の人）

- 65歳以上の人々の保険料は、町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。
- 下川町の平成30～令和2年度の「基準額」は次のように決まりました。

下川町の基準額 72,000円（年額）
6,000円（月額）

- 「基準額」をもとに、所得などによって第1～9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対 象 と な る 人	保険料の調整率	保 険 料
第1段階	世帯全員非課税・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の人 世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	月 1,800円
			年 21,600円
第2段階	世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80～120万円以下の人	基準額×0.5	月 3,000円
			年 36,000円
第3段階	世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が120万円超の人	基準額×0.7	月 4,200円
			年 50,400円
第4段階	本人非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	月 5,400円
			年 64,800円
第5段階	本人非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円超の人	基準額×1.0	月 6,000円
			年 72,000円
第6段階	本人が町民税課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が120万円未満の人	基準額×1.2	月 7,200円
			年 86,400円
第7段階	本人が町民税課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が120万円～210万円未満の人	基準額×1.3	月 7,800円
			年 93,600円
第8段階	本人課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が210万円～320万円未満の人	基準額×1.5	月 9,000円
			年 108,000円
第9段階	本人課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が320万円以上の人	基準額×1.7	月 10,200円
			年 122,400円

※老齢福祉年金とは、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、又は大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。2018年4月以降は、さらに「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）

加入している医療保険によって保険料の決まり方、納め方が違います。

	保険料の決まり方	保険料の納め方
国民健康保険に 加入している方 	所得や世帯にいる 40 歳～ 64 歳の介護保険対象者の人 数によって決まります。	医療保険分と介護保険分を合 わせて、国民健康保険税とし て世帯主が納めます。
職場の健康保険に 加入している方 	健康保険組合、共済組合など、 加入している医療保険の算定 方式に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合 わせて、健康保険料として給 与から差し引かれます。

介護保険料を滞納すると？

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割か2割または3割ですが、特別な事情がないのに、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

● 1年以上滞納すると・・・

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分(費用の9割・8割または7割)が支払われます。

● 1年6カ月以上滞納すると・・・

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

● 2年以上滞納すると・・・

介護サービスを利用するときに、利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

3 要介護認定〈申請から認定まで〉

介護サービス、介護予防サービスを利用するときには、「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。要介護・要支援の対象となる方は下記のとおりです。

・第1号被保険者（65歳以上の人）

原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

・第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）

以下の16の特定疾病が原因で、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

※特定疾病

- | | | |
|---------------------------|-------------|--------------------------------|
| ●がん（がん末期） | ●関節リウマチ | ●筋萎縮性側索硬化症 |
| ●後縦靱帯骨化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●脳血管疾患 | ●脊柱管狭窄症 | ●多系統萎縮症 |
| ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●早老症 | ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | ●初老期における認知症 | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 |
| | ●慢性閉塞性肺疾患 | |

要介護認定の手順

1 申請

申請の窓口は町保健福祉課介護保険担当です。
申請は、本人のほか家族でもできます。

申請に必要なもの

- 印鑑（自筆であれば印鑑は不要です。）
- 介護保険の保険証
65歳未満の方は健康保険の保険証が必要です。



2 認定調査

町の担当職員等が自宅を訪問し、心身の状況などの調査を行います。
町の依頼により主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

3 認定審査

認定調査の結果や主治医意見書をもとに「名寄地区介護認定審査会」で、介護の必要性や程度について医療等の専門家が審査を行い、「非該当（自立）」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定します。

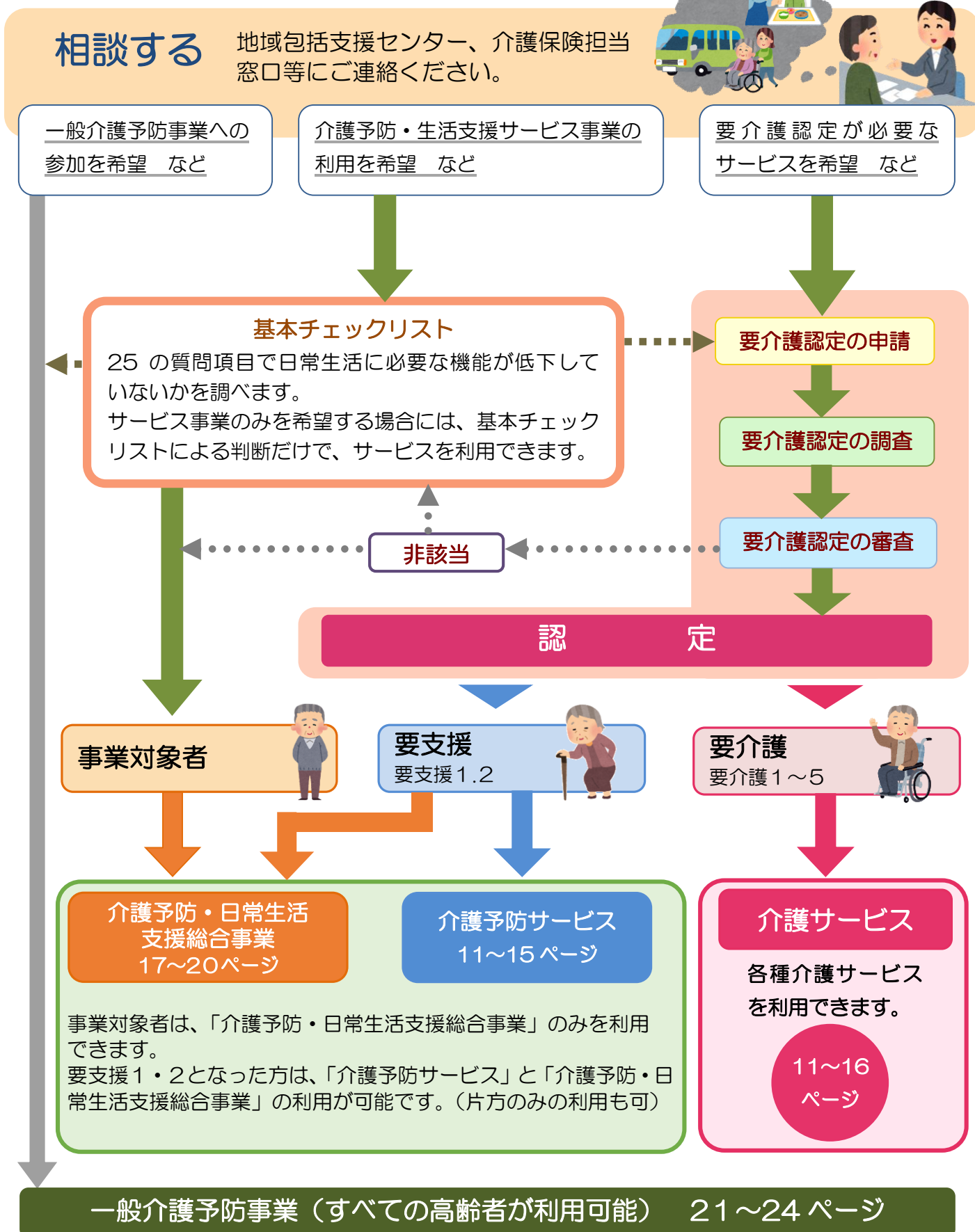


認 定

認定審査の結果を記載した通知書が、町から原則として申請後30日以内に届きます。
認定の結果によって受けられるサービスは異なります。
認定結果に不服があるときは、不服の申し立てをすることができます。

利用の流れ

生活する上で何か困ることが出てきた場合には、サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、受けられるサービスは異なります。



自己負担割合と負担の軽減

介護保険のサービスを利用した時は、原則として利用料の 1 割・2 割または 3 割を利用者が負担します。

自己負担が重くなった時や、所得の低い方には負担を軽減する仕組みもあります。

●介護保険のサービスを利用した時は利用料の 1 割・2 割または 3 割を支払います

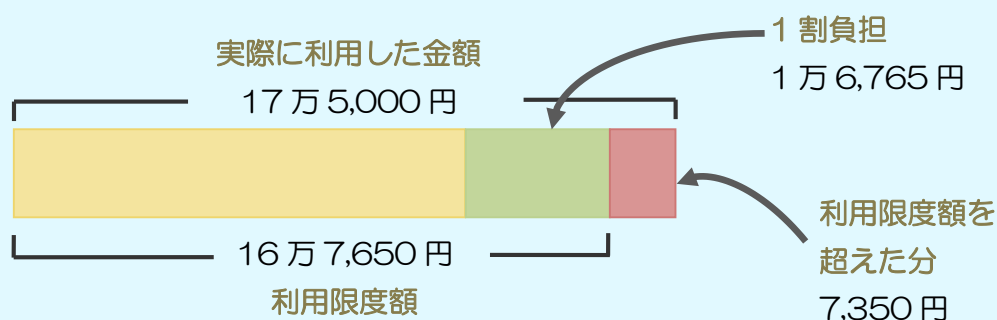
要介護ごとに 1 カ月に 1 割・2 割または 3 割負担で利用できる金額に上限（限度額）が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

1 割・2 割・3 割の判断は「負担割合証」が町から交付されます。交付される方は要介護・要支援認定を受けた方です。毎年 6～7 月ごろに町から負担割合証が交付されます。

サービスの利用限度額（1 カ月）

要介護度	利用限度額	自己負担（1 割）	自己負担（2 割）	自己負担（3 割）
要支援 1	50,320 円	5,032 円	10,064 円	15,096 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円	21,062 円	31,593 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円	33,530 円	50,295 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円	39,410 円	59,115 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円	54,096 円	81,144 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円	61,876 円	92,814 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円	72,434 円	108,651 円

例 要介護 1（1 割負担）の方が 17 万 5,000 円分の
サービスを利用した場合は・・・



自己負担は

$$1 万 6,765 円 + 7,350 円 = 2 万 4,115 円$$

●上記の限度額に含まれないサービス

（下記のサービスは 1 割・2 割または 3 割負担で使える限度額が個別に設けられています）

- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）……年間 10 万円＜自己負担 1 万円～3 万円＞
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）……20 万円（同一居宅）＜自己負担 2 万円～6 万円＞

●施設サービスを利用したときの負担額

施設サービスを利用した場合の自己負担額は、①サービス費用の 1 割・2 割または 3 割、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が利用者の負担となります。短期入所生活介護の滞在費・食費も全額自己負担となります。



居住費・食費について（1 日あたりの基準費用額）

施設の種類	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	1, 1 7 1 円	8 5 5 円	1,445 円
介護老人保健施設	1, 6 6 8 円	3 7 7 円	

●所得の低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります。

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。※給付を受けるには、市町村への申請が必要です。

特定入所者介護サービス費の支給対象者

下記 2 つの内いずれかを満たす方は、低所得者として認められません。

- 配偶者の所得 世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている
- 資産要件 預貯金等の資産が下表の場合

利用者負担段階		預貯金等資産要件
第 1 段階	生活保護受給者の方等 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	単身で 1,000 万円以下※2
第 2 段階	世帯全員※1 が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	単身で 650 万円以下※2
第 3 段階①	世帯全員※1 が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	単身で 550 万円以下※2
第 3 段階②	世帯全員※1 が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	単身で 500 万円以下※2
第 4 段階	上記のすべてに該当しない方	—

※1 世帯分離している配偶者も含みます。
※2 夫婦世帯では 1,000 万円が配偶者の上乗せ分となります。

居住費・食費の自己負担限度額（１日あたり）

利用者負担段階	居住費			食費の限度額
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	
第１段階	320 円 (490 円)※ ₁	0 円	820 円	300 円
第２段階	420 円 (490 円)※ ₁	370 円	820 円	390 円 (600 円)※ ₂
第３段階①	820 円 (1,310 円)※ ₁	370 円	1,310 円	650 円 (1,000 円)※ ₂
第３段階②	820 円 (1,310 円)※ ₁	370 円	1,310 円	1,360 円 (1,300 円)※ ₂
第４段階	上記基準費用額			

※₁ 介護老人保健施設を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

※₂ ショートステイを利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

●介護サービスの利用者負担が著しく高額になったとき

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用負担の合計が、利用者負担の上限を超えた場合、申請により町が認めたときは超えた分を**高額介護サービス費**としてあとから支給され、負担が軽くなります。※給付を受けるには町への申請が必要になります。

区分	負担の上限（月額）
年収約 1,160 万円以上	140,100 円（世帯）
年収約 770 万円～約 1,160 万円未満	93,000 円（世帯）
年収約 383 万円～約 770 万円未満	44,400 円（世帯）
世帯内のどなたかが町民税を課税されている方で上記現役並所得以外の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が町民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）
・ 老齢年金受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

●高額医療・高額介護合算制度

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用して、1年間の介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算療養費制度）

●給付を受けるには、町への申請が必要です。

●同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

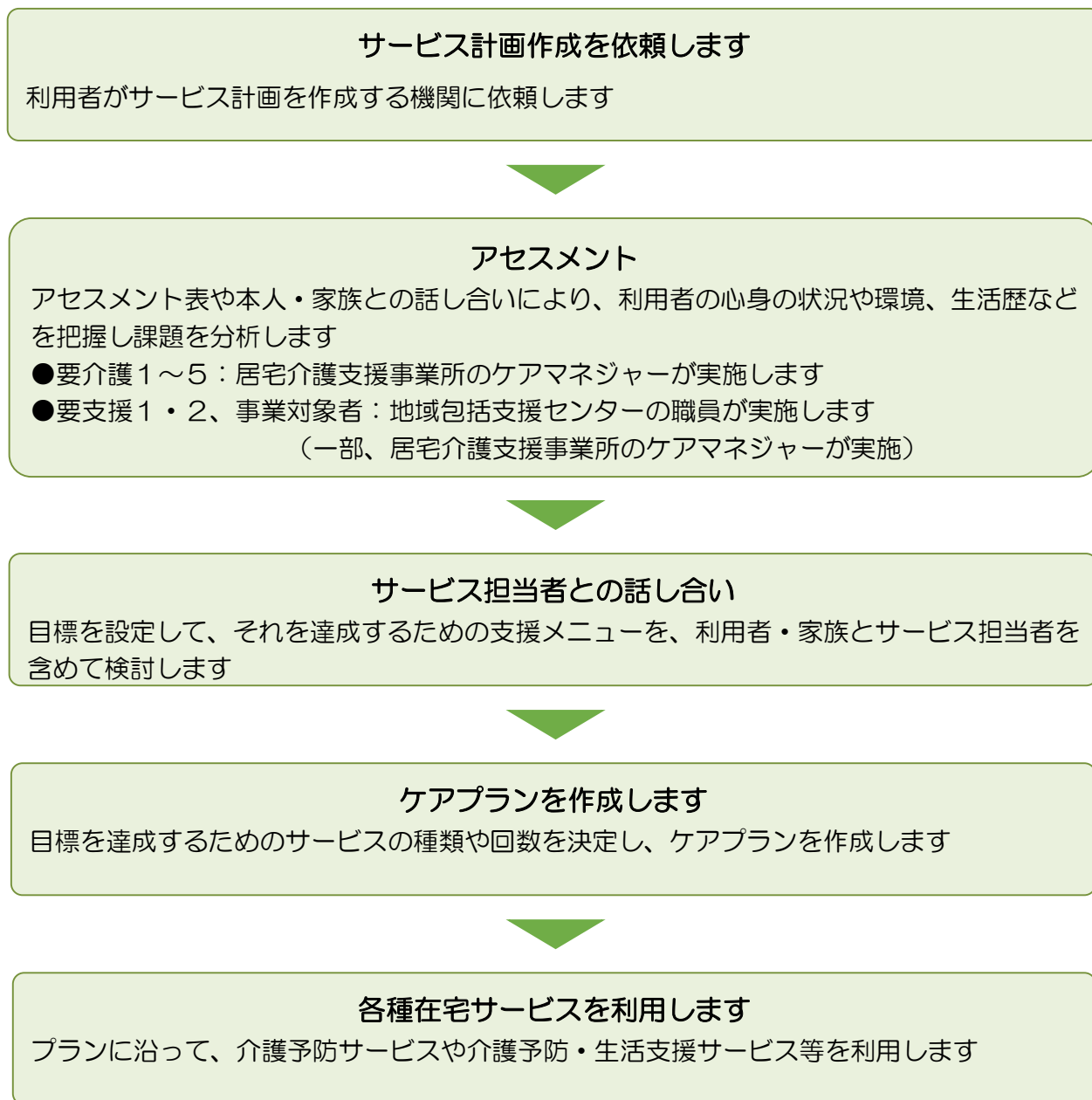
医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額） ●計算期間は、毎年8月～翌年7月までの12カ月

区分		70歳未満の方
基準総所得額	901万円超	212万円
	600万円～901万円以下	141万円
	210万円～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
町民税非課税世帯		34万円

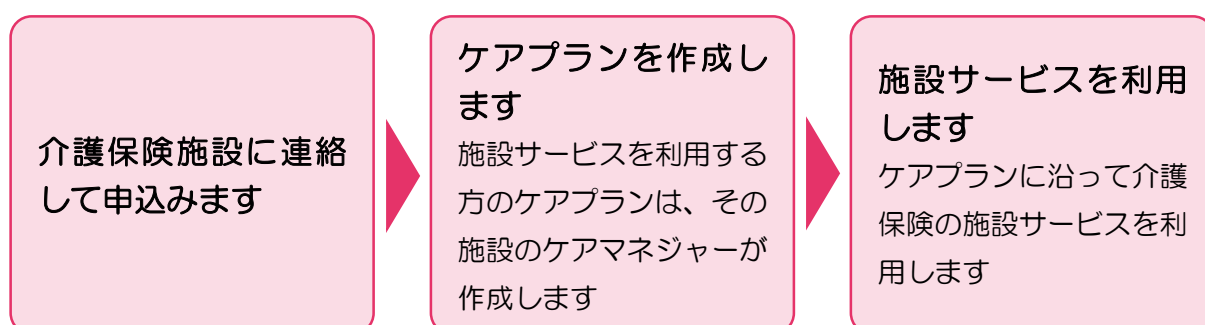
区分		70歳以上の方
課税所得690万円以上		212万円
課税所得380万円以上		141万円
課税所得145万円以上		67万円
一般（町民税非課税世帯の方）		56万円
低所得者（町民税非課税世帯の方）		31万円
	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた時に所得が0円になる方 （年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円

サービス利用の手順

サービスを利用するためにはケアプランが必要です。ケアプランとは、どんなサービスをいつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランをもとにサービスを利用します。



※認定後に直接施設サービスを利用する場合は手順が異なります。



4 介護サービスの種類と費用

介護保険サービスの種類

居宅（在宅）サービス

●在宅で受けられるサービス（P13～P14）

要介護1～5

- ・訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・認知症対応型共同生活介護

要支援1・2

- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

●施設に通って利用するサービス（P14～P15）

要介護1～5

- ・通所介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援1・2

- ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

●その他のサービス（P15～P16）

要介護1～5

- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入
- ・住宅改修費の支給

要支援1・2

- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具購入
- ・介護予防住宅改修費の支給

施設サービス

●その他のサービス（P17）

要介護1～5 ※要支援1・2の方は利用できません

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）

※要支援1・2の方が受けられるのは「要介護状態にならないための介護予防が目的のサービス」です。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

要介護
1～5

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援
1・2

介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

居宅（在宅サービス）

●在宅で受けられるサービス

要介護
1～5

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

訪問介護で利用できるサービスの内容は、下記のとおりです。

《身体介護中心》

- ・食事、入浴、排泄の介助
- ・衣服やシーツの交換
- ・通院の付添い など

《生活援助中心》

- ・住居の掃除、洗濯
- ・買い物
- ・食事の準備、調理 など

●自己負担（1割）の目安

身体介護中心（1時間程度）	1回 480円
生活援助中心（1時間程度）	1回 273円
通院等乗降介助	1回 120円

ご注意ください！！ 以下のサービスは介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番
- 来客の対応
- 家具の移動や修繕、模様替え
- 草むしり など

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

●自己負担（1割）の目安

1回あたり 40分

要介護 1～5

要支援 1・2

614円

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護・介護予防訪問看護



看護師が自宅等を訪問して、健康状態の悪化防止や、回復に向けたお手伝いをします。

●自己負担（1割）の目安

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
通常	458円（438円）	659円（635円）	968円（934円）
夜間・早朝	558円（533円）	802円（773円）	1,179円（1,137円）
深夜	657円（629円）	946円（911円）	1,389円（1,340円）

（）内は介護予防訪問看護の金額

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●自己負担（1割）の目安

薬剤師が行う場合 595円（月4回まで）

要介護
1～5

要支援
2

認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

（食費、日常生活費、居住費は含まれていません）

※要支援1の方は利用できません。

●自己負担（1割）の目安

【1か月あたり】

要介護 1～5	22,920円～25,740円
要支援 2	22,800円

●施設に通って利用するサービス

要介護
1～5

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼（そしゃく）・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）などのメニューを選択して利用できます。

●自己負担（1割）の目安

（介護度・利用計画により異なります）

1回 676円～2,103円

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担（1割）の目安 【1日あたり】

要介護度	従来型個室	多床室
要介護 1	596 円	
要介護 2	665 円	
要介護 3	737 円	
要介護 4	806 円	
要介護 5	874 円	
要支援 1	446 円	
要支援 2	555 円	

居住費	
従来型個室	多床室
1,171 円	855 円
+	
食費	
1,392 円	
送迎（土日祝日を除く）	
184 円（片道）	

※所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります。
(詳しくは 8 ページへ)

●その他のサービス

要介護
1～5

要支援
1・2

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与



福祉用具貸与は次の 13 種類が貸し出しの対象となり、かかった費用の 1 割か 2 割または 3 割が自己負担です。

原則、要支援 1・2 の方、要介護 1 の方は●の用具のみ利用できます。◆は要介護 2 以上の方、★は、要介護 4・5 の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援 1・2 の方、要介護 1～3 の方も利用できます。)

- 手すり(工事をとみなわないもの)
- スロープ(工事をとみなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ◆車いす
- ◆車いす付属品
(クッション、電動補助装置等)
- ◆特殊寝台
- ◆特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ◆床ずれ防止用具
- ◆体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ◆認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ◆移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段用リフトを含む)
- ★自動排せつ処理装置

要介護
1～5

要支援
1・2

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

次の5種類の福祉用具を指定の事業所から購入したときは、要介護区分に関係なく上限額は同一年度に10万円でその1割か2割または3割が自己負担です。

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用ベルト等）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

年間10万円が上限で、その1割から2割または3割が自己負担です。
（毎年4月1日から1年間）

要介護
1～5

要支援
1・2

住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

生活環境を整えるための小規模なリフォーム（住宅改修）を行ったときは、その1割か2割または3割が自己負担です。要介護区分に関係なく20万円を限度に住宅改修費が支給されます。

1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか下川町の窓口にご相談しましょう。

◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から様式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



施設サービス

●介護保険施設に入所して受けられるサービス

要介護
3～5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活上の支援や介護が受けられます。

●自己負担（1割）の目安 【1か月のあたり】

要介護度	従来型個室	多床室
要介護 3	21,360 円	
要介護 4	23,400 円	
要介護 5	25,410 円	

居住費	
従来型個室	多床室
35,130 円	25,650 円
+	
食費	
41,760 円	

新規に入居できるのは原則として、要介護3以上の方になります。

現在、既に入所している方は、施設での生活が続けられます。また入所後に要介護度が改善しても引き続き施設で生活できます。やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所可能です。

要介護
1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指します。（近隣では、名寄市、士別市などに施設があります。）

●自己負担（1割）の目安 【1か月のあたり】

要介護度	従来型個室	多床室
要介護 1	21,420 円	23,640 円
要介護 2	22,770 円	25,080 円
要介護 3	24,630 円	26,940 円
要介護 4	26,220 円	28,470 円
要介護 5	27,750 円	30,090 円

居住費	
従来型個室	多床室
50,040 円	11,310 円
+	
食費	
41,760 円	

※所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります。（くわしくは8ページへ）

5 介護予防・日常生活支援総合事業

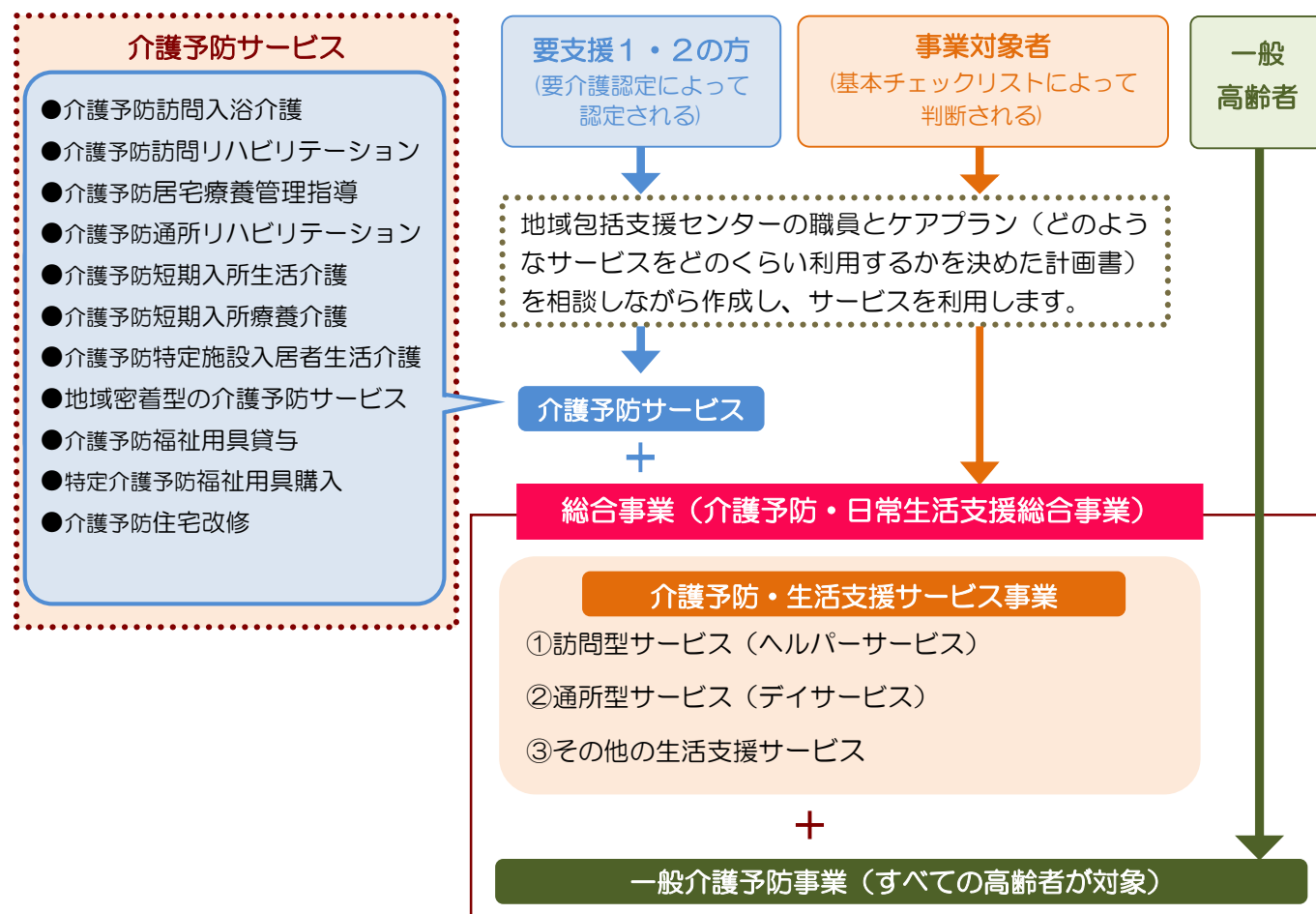
介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業」と呼びます。介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険被保険者が安心して自立した日常生活が送れることを目的としています。地域の実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

要支援1・2の方が利用できるサービス

介護予防サービス と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用することができます（片方のみの利用も可）

事業対象者が利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業 を利用できます。
介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判断だけで、迅速に利用が可能です。



介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、予防サービスと生活支援サービスを効果的に組み合わせて提供します。

対象者

- ①要支援認定を受けた方
- ②基本チェックリストにより事業対象者となった方

費用

サービスの内容に応じて、町が単価や利用負担を設定します。

サービスの利用方法

介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する場合には、町へ申請しなければ利用できません。

事業の種類

介護予防・生活支援サービス事業は、大きく分けると下記のとおりになります。

サービス名	内容
訪問型サービス	買い物、掃除、洗濯等の日常生活上の支援。 ・介護予防訪問介護 詳しくは 20 ページ
通所型サービス	機能訓練や集いの場など通所型のサービス。 ・介護予防通所介護 ・通所型サービスA 詳しくは 20～21 ページ
その他の生活支援サービス	食事や見守り等、元気に地域生活できるように支援をします。 ・総合事業配食サービス ・総合事業給食サービス ・総合事業訪問サービス 詳しくは 21～22 ページ
介護予防ケアマネジメント	主に地域包括支援センターが多職種連携によりマネジメントします。

●訪問型サービス

介護予防訪問介護

日常生活を過ごすうえで、生活に支障がある高齢者の方などにヘルパーが訪問し、家事や相談等の日常生活の支援を行います。

●対象者

- ・要支援者、チェックリストで事業対象者となった方

サービス内容

- ・ヘルパーの家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物、通院支援）

●自己負担額（目安）

月単位	週 1 回程度の訪問	1,426 円
	週 2 回程度の訪問	2,850 円
	週 2 回を超える程度の訪問 （事業対象者・要支援 2）	4,522 円
1 回単位	1 月の中で全部で 4 回	325 円
	1 月の中で全部で 5～8 回まで	330 円
	1 月の中で全部で 9～12 回まで （事業対象者・要支援 2）	348 円

●通所型サービス

介護予防通所介護

見守り等の支援が必要な高齢者の方に、デイサービスセンターで日常生活訓練等の支援を行います。

●対象者

- ・要支援者、チェックリストで事業対象者となった方

サービス内容

- ・デイサービス（食事、入浴、体操、レクリエーション等）

●自己負担額（目安）

月単位	事業対象者・要支援 1	5,135 円
	事業対象者・要支援 2	7,052 円
1 回単位	事業対象者・要支援 1 （1 月の中で全部で 4 回まで）	1,585 円
	事業対象者・要支援 2 （1 月の中で全部で 5～8 回）	1,673 円

通所型サービス A（通称：ミニデイひまわり）

閉じこもり予防、介護予防を目的にデイサービスセンターに通い、体操やレクリエーション活動など、他者との交流を中心に活動を行います。

●対象者

- ・要支援者、チェックリストで事業対象者となった方
- ・チェックリストで一次予防対象者となった方（一次予防対象者は一部利用に制限があります）

サービス内容

毎週月曜日の午前と午後に 2 時間程度行います。どちらか好きな時間にお越しいただきます。

●自己負担額

一律 100 円

お迎えと帰りに専用のバス等が出ます。自宅前にバス等が行きます。送迎費用は自己負担額に含まれます。

●その他の生活支援サービス

総合事業配食サービス

調理することが困難な高齢者の家に、町で指定されているお店がお弁当等の提供時に訪問し、安否確認等を行います。※配食サービスは昼食のみになります。

●対象者

- ・要支援者、チェックリストで事業対象者となった方
- ・65 歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者夫婦世帯の方などで加齢による体力低下または病気、けがなどで調理することが困難な方

1 週間に利用できる回数
3 回まで

●自己負担額

1 食 300 円

サービスを利用する際は
町に申請が必要です。

総合事業給食サービス

調理が困難な高齢者に、共生型住まいの場ぬく森で栄養士が管理している食事を提供します。※給食サービスは毎食（朝食、昼食、夕食）利用できます。

●対象者

- ・要支援者、チェックリストで事業対象者となった方
- ・65 歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者夫婦世帯の方などで加齢による体力低下または病気、けがなどで調理することが困難な方

毎日利用可能

●自己負担額

1 食 300 円 + 送迎代（利用する場合）200 円（往復）

サービスを利用する際は町に申請が必要です

総合事業訪問サービス

ひとり暮らしの高齢者などで家の中に閉じこもりがちな方を定期的に訪問して、体調確認等の安否確認をしたり、認知症予防のための簡単なレクリエーションを行ったりします。

●対象者

- ・要支援者、チェックリストで事業対象者となった方
- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で家に閉じこもりがちの方

1週間に利用できる回数
2回以内
1回につき1時間程度

●自己負担額
無料

サービスを利用する際は
町に申請が必要です。

一般介護予防事業

一般介護予防事業は高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく参加できる事業です。

対象者 65歳以上（第1号被保険者）のすべての方、及びその支援のための活動に関わる方

サービス名	内容
介護予防把握事業	民生委員等地域の情報を集約して、閉じこもりなど何らかの支援を必要とする方を把握し、関係機関と連携して必要な支援につなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及啓発のためセミナーや講座、パンフレットの配布などを行います。
地域介護予防活動支援事業	ふまねっと運動教室やカーリンコン運動教室など、地域の住民が主体となった介護予防活動の支援を行います。支援の一つとして介護予防アクションポイント事業を行っています。
地域リハビリテーション活動支援事業	在宅に作業療法士が訪問指導をしたり、地域ケア会議ケースカンファレンスなどにリハビリの専門職員が参加して、地域の介護予防の取り組みを支援しています。

●地域介護予防活動支援事業

介護予防アクションポイント事業

この事業は、「介護予防ボランティア」に登録していただいた方の介護予防に係るボランティア活動に対して、ポイントを付与して「しおりんポイント」への交換や寄付を可能にし、介護予防活動を応援するものです。

●対象者

- ・40歳以上の町民（ただし、介護予防事業は40歳未満も対象）

ボランティアを行っている場所
あけぼの園、認定こども園、児童室 等

ご不明な点は・・・

社会福祉協議会 電話 4-3123 または 地域包括支援センター 電話 5-1165
までお問い合わせください

キャラバン・メイトの活動

キャラバン・メイトにより、随時要望に合わせて認知症サポーター養成講座を実施します。

●対象者

- ・町民の方であればどなたでも、1名からでも講座を開催できます。

申込先

社会福祉協議会 電話 4-3123

または

地域包括支援センター 電話 5-1165

参加料
無料

カーリンコン運動教室

カーリンコンは、ディスクを投げ合う、カーリングに似たゲーム性のある手軽なスポーツです。子どもから高齢者まで、また、障がいの有無を問わず楽しめます。

●対象者

- ・町民の方であればどなたでも自由に参加できます。

開催日

第2、第4金曜日 一般対象 13:30~16:00

開催場所

総合福祉センターハピネス

参加費
無料

利用する際の申請は必要
ありません。

ふまねっと運動教室

50cm四方の網をまたぎ越すことによって歩行機能や認知機能の改善を図る運動です。サポーターと一緒に歩く方もいて、運動が苦手な方でも網をゆっくりと踏まないように歩く負担の少ない運動です。

●対象者

- ・町民の方であればどなたでも自由に参加できます。



開催日
第1、第3金曜日 一般対象 10:00~11:30
開催場所
総合福祉センターハピネス

参加費
無料

利用する際の申請は必要
ありません。

いきいきサロン事業

近所・地域の人達と顔を合わせ、レクリエーションや体操、作品作り等を行う事で閉じこもりにならずに生活機能や心身機能の低下防止の活動を行います。

●対象者

- ・下川町に居住する方で生活機能や心身機能が低下する可能性のある高齢者

開催場所一覧

サロン名	開催場所	開催日程	
ぬく森サロン	共生型住まいの場 ぬく森	毎週火曜日	13:30~15:30
にこにこサロン	二の橋会館	毎月第3木曜日	13:30~15:30

※送迎希望の方には片道100円の送迎サービスがあります。別途申請が必要です。

●お問い合わせ

社会福祉協議会 電話 4-3123 または 地域包括支援センター 電話 5-1165
までお問い合わせください

参加費 無料

※内容によっては材料費等の実費がかかります。

参加希望の場合は町に申請が必要です。

●地域リハビリテーション活動支援事業

元気教室

体操やレクレーションを行うことで、生活機能や心身機能の維持・改善、および低下を予防する活動を行います。

●対象者

- ・生活機能や心身機能が低下している方または低下の可能性のある方



開催日
毎週 火・金曜日 9:00~11:30
開催場所
総合福祉センターハピネス

●自己負担額

無料

利用希望の場合は町に申請が必要です。

※送迎希望の方には片道 100 円の送迎サービスがあります。別途申請が必要です。

初期集中訪問指導

日常生活で不安な点を、作業療法士や栄養士などが訪問して状態を改善できるように機能改善や健康管理等の必要な指導をしてもらいます。

●対象者

- ・65 歳以上の方で、要支援及び事業対象者の方、その他必要な方。



サービスを利用する時に申請は必要ありません。
介護計画を作成する際に希望があれば利用することができます。

●自己負担額

無料

6 その他のサービス

状態や必要に応じて、次のサービスを利用することもできます。

高齢者見守り事業

人感センサー付緊急通報装置を設置して緊急時等に適切に対応します。

●対象者

- ・65 歳以上のひとり暮らしの高齢者または重度な心身障がいの方

サービスを利用する際は町に申請が必要です。
申請は役場の保健福祉課に申請します。

高齢者にやさしい住まいづくり事業

要介護・要支援の認定がされていない高齢者の方で、家の中に手すりの取り付けや段差解消の小規模なリフォーム（住宅改修）をした場合、上限額 20 万円でその 1 割が自己負担になります。

●対象者

- ・介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定がされていない方

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は介護認定がされていない高齢者の方に町で指定している歩行器と杖を貸し出します。

●対象者

- ・介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定がされていない方

●自己負担額

無料

※返却時の消毒代は実費となります

サービスを利用する際の申請は必要ありません。

長期利用が見込まれる方は、介護保険での対応が必要な場合もあります。

介護予防福祉用具購入

要介護・要支援の認定がされていない高齢者の方で、入浴用具の購入をされた場合、購入の上限額は 5 万円でその 1 割が自己負担になります。

対象用具

- ・浴槽用手すり
- ・浴槽内台
- ・シャワーいす
- ・移乗用台

●対象者

- ・介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定がされていない方

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

除雪サービス

除雪をすることが困難なひとり暮らしの高齢者などに各事業者が生活道路、窓や軒先などの除雪を行います。

●対象者

- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者夫婦世帯などで町内に身内などに支援してもらうことが難しく、自力での除雪が困難な世帯 など

●自己負担額

サービス利用期間 12月～3月

金額 12,000円 自己負担額 4,000円

※期間中でも12,000円を超えた場合は、超えた分が自己負担となります。

サービスを利用する際は、希望する業者に相談をし、民生委員を通して町に申請します。

生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

独居生活に不安がある者や介護状態への進行を防止するために、特別養護老人ホームで一時的に宿泊を行います。

●対象者

- ・65歳以上、要介護または要支援の認定がされていない方で「自立支援サービス利用判定基準」に該当する方

利用できる回数
連泊7日以内 年2回まで

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

●自己負担額（1日につき）

介護区分等	居室区分	利用料	食費	滞在費	合計
要介護または要支援の 認定がされていない方	多床室	468円	1,392円	855円	2,715円
	個室			1,171円	3,031円

住替え支援

住宅が古く、今後の生活が不安など、何らかの理由で現在の住宅での生活が困難になっている方に対して町内の社会福祉協議会が指定管理している「共生型住まいの場ぬくもり」や下川町で運営している「生活支援ハウス」、住宅型有料老人ホームなどその方にあった住まいの情報を提供します。

申込みの問い合わせ等詳しく知りたい場合は

共生型住まいの場ぬくもり・・・社会福祉協議会 電話 4-3123

生活支援ハウス・・・・・・・・生活支援ハウス 電話 4-3600

住宅型有料老人ホーム・・・・・・ともの家 電話 4-3531

までご連絡をお願いします。

安心支えあいネットワーク

サービスや社会資源の状況把握や支援を必要とする高齢者の支援を通して、継続的な見守り及び支援のための安心支えあいネットワークが機能しやすいように、地域包括支援センターが調整を行います。

公区及び公区助け合いチーム、民生委員、ボランティア、商店などを相互に結びつけ、安心支えあいネットワークによる見守りを行います

外出支援サービス

病院から自宅までの送迎を行います。

●対象者

- ・65歳以上の高齢者などで家族などによる送迎が困難で、自力で一般の交通機関を利用することが困難な方



●自己負担額（往復 1 回あたり）

自宅～病院までの距離が 2km 以内	290 円
自宅～病院までの距離が 2km 超 10km 以内	370 円
自宅～病院までの距離が 10km 超	450 円
病院が町外（名寄）の場合	950 円

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

※片道のための送迎でも往復分の料金がかかります。

※病院⇄自宅なので、買い物や友人宅で下車することはできません。

※院外薬局までの迎えはできます。自分で連絡します。

※ハピネスを朝 8：30 に車が送迎に出発します。

サービスを利用する時に社会福祉協議会に連絡してください。 電話 4-3123

◎次の受診がわかった時点で予約しましょう◎

家族同乗移送サービス

名寄市内の医療機関を受診する際、次のいずれかに該当した場合、高齢者や障がい者と家族が1台の車に同乗して受診することを支援します。

- ①介護する家族が医師から同席を求められたとき
- ②本人の体調不良等により介護する家族が同席して受診する必要があると認められたとき

●対象者

- ・上記の外出支援サービス利用者及び利用者の家族
- ・「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」における移動支援サービスの利用者及び利用者の家族
- ・その他町長が特に必要と認めた人



●自己負担額

下川町内からの名寄市内の医療機関まで
往復 3,000 円/回 片道 1,500 円/回

サービスを利用する際は町に申請が必要です。

※利用前に下川ハイヤーに予約が必要です。

※医師が求めた場合であり、医師から「いつでも一緒に来ていいですよ」と認めてもらっている場合は、本事業に該当しませんので、ご注意ください。

予約型乗合タクシー（いいともタクシー）

自宅等から目的地まで、下川ハイヤーの車両を利用した乗合タクシーです。利用目的は、病院・買物・美容院・バスの乗り継ぎ・友人宅等何でも利用できます。

利用には事前の利用登録と予約が必要になります。

専用電話 4-4400 にお電話ください。

受付時間 7:00～18:00（各便出発の1時間前まで）



運行時間と運賃

●運行時間

	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便
平日	8:30～ 9:30	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	16:00～ 17:00	18:00～ 19:00
土日 祝日	8:30～ 9:30	11:50～ 13:00	15:45～ 16:30		

●運賃

運行区域	大人	小学生
西町・南町・緑町・旭町・錦町・幸町・共栄町・北町～市街	200 円	100 円
溪和・班溪・三の橋～市街	300 円	150 円
上名寄・二の橋～市街	400 円	200 円
一の橋～市街	500 円	250 円

上記のサービスの対象にならなかった方でも、必要に応じて総合事業と同様の内容で以下のサービスが受けられます。

- ヘルパーサービス
- デイサービス
- 配食サービス
- 給食サービス
- 訪問サービス

ご不明な点は・・・

地域包括支援センター 電話 5-1165
までお問い合わせください

<関係機関連絡先一覧>

機関名	住所	電話番号
◇下川町役場	〒098-1206 下川町幸町 63 番地	4-2511
◇地域包括支援センター	〒098-1206 下川町幸町 40 番地 1	5-1165
◇社会福祉協議会	//	4-3123
◇高齢者事業団	//	4-4007
◇町立下川病院	〒098-1205 下川町西町 36 番地	4-2039
◇特別養護老人ホームあけぼの園 あけぼの園短期入所生活介護事業所	〒098-1205 下川町西町 352 番地	4-3857
◇デイサービスセンター デイサービスセンター居宅介護支援事業所	//	4-3965
◇生活支援ハウス	〒098-1205 下川町西町 423 番地	4-3600
◇共生型住まいの場 めく森	〒098-1204 下川町南町 360 番地 1	4-3211
◇グループホームふるさと	〒098-1207 下川町錦町 305 番地	5-1010
◇グループホームなごみの家	〒098-1204 下川町南町 323 番地 1	4-3530
◇住宅型有料老人ホームともの家	//	4-3531
◇居宅介護支援事業所とも ヘルパーステーションとも	〒098-1201 下川町旭町 18 番地	4-4588
◇下川ハイヤー	〒098-1203 下川町共栄町 232 番地	4-3103

